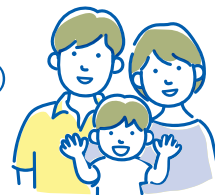


令和4年度 市・道民税の申告について

- 申告受付の会場・日程は次のとおりです。会場において密を作らないために、一部の会場を除き「入場整理券」を配付しご案内しますが、混雑時は可能な限り一度会場からご退場いただき、整理券に記載の開始目安時間の5分前に再度ご入場ください。
- 整理券の事前予約や翌日以降分の整理券の事前配付は行いません。また、受付時間内であっても、当日の予定人数分の整理券がなくなった日は受付を終了させていただきます。
- 各会場の混雑が予想されますので、ご自身で申告書を作成できる方は、ぜひ郵送による提出をお願いします。
- この日程・会場以外では、申告書の作成補助は対応できません。
(税制改正に対応するためのシステム更新、会場準備などによるものですので、ご了承ください。)



申告受付会場と日程

市役所栗沢支所

(栗沢町東本町21)

2月7日^月・8日^火・9日^水

7日・8日:午前9時30分~午後5時 9日:午前9時30分~正午
※整理券配付開始 午前9時

美流渡サービスセンター

(栗沢町美流渡栄町93)

2月10日^木

午前10時~午後4時
※整理券なし

朝日コミュニティ交流センター

(朝日町176)

2月14日^月

午前10時~午後3時
※整理券なし

幌向総合コミュニティセンター ほっとかん

(幌向南1-1)

2月15日^火・16日^水・17日^木

午前10時~午後4時
※整理券配付開始 午前9時30分

市役所北村支所

(北村赤川593)

2月18日^金・21日^月

18日:午前9時30分~午後5時 21日:午前9時30分~正午
※整理券配付開始 午前9時

市役所本庁 1階 多目的スペース

(鳩が丘1)

2月22日^火~3月15日^火 ※土・日曜日・祝日を除く

午前9時~午後5時
※整理券配付開始 午前8時30分

申告が必要な方や申告に必要なものは、裏面をご覧ください。➡

申告が必要な方

- 令和4年1月1日現在、市内に住所があり、令和3年中に給与、年金、家賃などの収入があった方
(年金収入のみの場合、65歳未満は102万円超、65歳以上は152万円超の方)
- 非課税所得(遺族年金・障害年金等)のみの方や所得のない方で、次のいずれかに該当する方
 - ▶ 市の国民健康保険、後期高齢者医療保険の被保険者
 - ▶ 市の介護保険の被保険者(65歳以上の方)
 - ▶ 国民年金保険料の免除申請をしている方
 - ▶ 所得証明や課税証明などを必要とする方

ただし、次の方は
申告する必要が
ありません。

- 税務署で確定申告をする方(確定申告の内容に基づき、市・道民税が計算されます)
- 前年中の所得がなく、市内に居住している家族の控除対象配偶者、扶養親族になっている方
- 前年中の所得が給与のみで、勤め先から岩見沢市へ給与支払報告書が提出されている方
(ただし、源泉徴収票に含まれていない医療費控除、扶養控除などを追加する場合は、申告が必要です)
- 前年中の収入が年金のみで、年金の源泉徴収票に記載されている控除に変更・追加がない方

申告に必要なもの

① マイナンバーに関する書類(扶養親族がいる場合は全員分)

- マイナンバーカード
- マイナンバーカードをお持ちでない方……通知カードと身元確認書類(運転免許証、公的医療保険の被保険者証、パスポート、在留カードなどのうち1点)

② 令和3年中の収入や必要経費が分かる書類

- 給与収入や年金収入がある方……源泉徴収票(原本)
- 営業収入や不動産収入などがある方……収支内訳書(所得税の様式)

③ 各種控除の証明書(令和3年中で該当するもの)

- 国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの領収書
 - 国民年金保険料の控除証明書
 - 生命保険料、地震保険料、旧長期損害保険料の控除証明書
 - 配偶者の所得が分かる書類
 - 障害者手帳、障害者控除対象者認定書
 - 医療費控除の明細書等
- ※医療費控除の明細書又はセルフメディケーション税制の明細書を作成していない場合は受付できません。
あらかじめ作成の上でご来場ください。領収書のみ添付・提示による申告はできません。
- 寄附先の団体などから交付された寄附金の領収書

④ 申告者本人名義の還付口座情報の分かるもの(所得税の還付申告を行う場合)

- 利用者識別番号(税務署または国税庁ホームページで事前に取得していただくと、ご署名なしで申告ができます)

医療費控除の申告には明細書の添付が必要です <医療費通知の活用を!!>

記載要領
①か②の
どちらかを
選択

① 領収書を分類・集計し、内訳を記入

- 医療を受けた人や病院・薬局ごとに、1年間の医療費の金額を記入
- 生命保険や高額療養費で補てんされる金額があれば記入
↳ 領収書の提示は不要。ただし、自宅で5年間の保管が必要

② 医療保険者が発行する医療費通知(申告用に作成されたものに限り)の原本を添付

- 医療費通知に記載された医療費の合計額のみ記入
- 生命保険や高額療養費で補てんされる金額があれば記入
↳ 内訳の記入を省略できて、領収書の保管も不要
ただし、申告までに通知が間に合わない分は、①の要領で内訳を記入

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関するお願い

- ご自宅での体温測定と、申告会場でのマスクの着用について、ご協力をお願いします。
- 筆記用具(ボールペン)の消毒は適宜行いますが、持参したものを使用していただいて構いません。
- 来場の際は必要最小限の人数でお越しください。
- 各会場内で新型コロナウイルス感染者などが確認された場合は、申告受付を中断する場合があります。あらかじめご了承ください。

郵送での提出・各種様式について

市・道民税の申告書は、郵送による提出が可能です。様式は市ホームページからダウンロードもしくは市役所税務課・各支所・サービスセンターに備え付けのものをご利用ください。

様式のダウンロードは
こちらから



<https://www.city.iwamizawa.hokkaido.jp/content/detail/11500480/>

問合先・提出先

〒068-8686 岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号
岩見沢市役所 税務課市民税グループ

☎0126-35-4031
(令和3年12月末までは ☎0126-23-4111)